

市川市告示第 1 2 8 号

環境基本法第 1 6 条第 2 項第 2 号イの規定による騒音に係る
環境基準の地域類型ごとの地域の指定について

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 2 項第 2 号イの
規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域を
次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

市川市長 大久保 博

1 指定区域

地域類型	指定地域
A	平成 2 4 年市川市告示第 1 2 5 号に 定める第一種区域
B	平成 2 4 年市川市告示第 1 2 5 号に 定める第二種区域（第一特別地域を除く。）
C	平成 2 4 年市川市告示第 1 2 5 号に 定める第三種区域及び第四種区域（工 業専用地域を除く。）